

イ 教習指導員審査を受けようとする者が規則第17条第1項各号、第4項各号又は第5項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面  
ウ 運転免許証の写し  
エ 審査申請書にはる写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのものとする。

(2) 申請の受付期限  
平成18年1月16日(月)までとする。

(3) 審査手数料の額

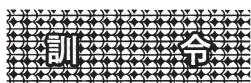
ア 技能検定員審査	
(7) 技能検定員審査(普通)	20,500円
(1) 技能検定員審査(大型又は普自二)	14,750円
(ウ) 技能検定員審査(大型二種又は普通二種)	22,050円
イ 教習指導員審査	
(7) 教習指導員審査(普通)	12,150円
(1) 教習指導員審査(大型又は普自二)	9,850円
(ウ) 教習指導員審査(大型二種又は普通二種)	12,550円

ウ 審査細目についての審査を免除される者にあっては、長野県警察関係許可等手数料徴収条例(昭和29年長野県条例第36号)に定める額を減ずるものとする。  
エ 審査手数料は、長野県収入証紙により(申請書にはって、消印しないこと。)納付すること。

## 4 その他

- (1) 審査当日は、筆記具及び運転免許証を持参すること。  
(2) 審査手数料についての問い合わせは、長野県警察本部交通部運転免許本部東北信運転免許センター(電話 026-292-2345 内線 231)に行うこと。

東北信運転免許センター



## 選訓第1号

書記長  
地方書記長

長野県選挙管理委員会書記長及び地方書記長専決規程(昭和36年選訓第1号)の一部を次のように改正し、平成18年1月1日から施行します。

平成17年12月22日

長野県選挙管理委員会委員長 松葉邦男  
別表第2の2の(2)を同2の(3)とし、同2の(1)の次に次のように加える。

(2) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18第1項の規定により特定寄附金とみなされるものに関する確認

選挙管理委員会

正 誤

平成17年6月20日付け公告「大規模小売店舗立地法」中  
ページ 行(箇所)

4 右側(変更前) 表中

誤 正  
(株)プラザリクエスト (株)プラザクリエイト

4 右側(変更後) 表中

誤 正  
(株)プラザリクエスト (株)プラザクリエイト

平成17年8月22日付け公告「大規模小売店舗立地法」中  
ページ 行(箇所) 誤 正

6 左側10 第6条第2項の規定 附則第5条第1項の規定

産業政策課

正 誤

平成17年12月1日付け長野県公告「平成17年度定期監査の結果に関する報告(第1回)」中

ページ 行(箇所) 誤 正  
22 左側下から3 債務負担行為 支出負担行為  
22 右側1 債務負担行為 支出負担行為

監査委員事務局